

2020年1月

「公開買付規制における形式基準の特別関係者」

第7期 客員研究員

金沢大学人間社会研究域法学系講師

脇田将典

要約

本稿は、公開買付規制における形式基準の特別関係者が、どのような意図をもって立法されたのかを検討する。これまでは、実質基準の特別関係者と同視しうる者が形式基準の特別関係者とされていると説明がなされている。しかし、これでは、現行法上、説明できない点が複数ある。そこで、平成2年の証券取引法改正時にどのような意図で形式基準の特別関係者が立法されたのかを検討した。立法時の資料に明確には記述されていないものの、結論としては、形式基準の特別関係者は、公開買付規制の適用が除外されるグループの範囲を示すことを念頭に立法されたと考えられる。そして、その結果として、形式基準の特別関係者概念を用いることで公開買付規制の適用の有無等も判断されることとなった。そうすると、今後、形式基準の特別関係者の範囲を見直す際には、公開買付規制の適用除外の範囲はどのようにあるべきかについても併せて考える必要があるであろう。

以上

(掲載誌：資本市場研究会編『企業法制の将来展望—資本市場制度の改革への提言—2020年度版』(2019年12月25日)147-169頁(財経詳報社))

- (注) 1 この内容の全部又は一部について、日本証券業協会に無断で使用(転用・複製等)及び改変を行うことはできません。
2 この論文に述べられている見解は筆者個人のものであり、日本証券業協会としての見解を示すものではありません。